

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、日本航空株式会社から、以下のとおりロックアウト（作業所閉鎖）を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 期間

平成 27 年 11 月 19 日以降

2 場所

別表の都道府県における日本航空乗員組合の組合員が勤務する日本航空株式会社の全職場

3 目的

日本航空乗員組合が賃金制度等の要求に関して行うストライキ等の争議行為に対抗するため

平成 27 年 11 月 18 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 表

北海道	青森県	岩手県
宮城県	秋田県	山形県
千葉県	東京都	新潟県
石川県	愛知県	大阪府
兵庫県	和歌山県	島根県
岡山県	広島県	山口県

徳島県
高知県
熊本県
鹿児島県

香川県
福岡県
大分県
沖縄県

愛媛県
長崎県
宮崎県